

宮城県知事
村 井 嘉 浩 殿

2020年2月7日

3.13重税反対全国統一行動宮城県実行委員会

実行委員長 三戸部尚一

〒981-0911仙台市青葉区台原3-18-6

TEL 022 (727) 9701



■構成団体

宮城県商工団体連合会

仙台民主商工会

宮城県農民運動連合会

宮城県生活と健康を守る会連合会

全日本年金者組合宮城県本部

消費税をなくす宮城の会

宮城県民主医療機関連合会

新日本婦人の会宮城県本部

宮城県社会保障推進協議会

宮城県労働組合総連合

建交労宮城県本部

平和・民主・革新の日本をめざす宮城の会

税経新人会

自由法曹団宮城県支部

(以上14団体)

県議会2月定例会に「宿泊税」条例の提案はおこなわないこと

貴職におかれましては、日頃の県民生活向上への尽力に敬意を表します。

村井嘉浩知事は、2月議会に観光振興財源確保を目的とする「宿泊税」導入の条例案を提案するとされています。

私たちは、「宿泊税」導入により、その影響は歴史と伝統、文化を育んできた県内の宿泊事業者にとどまらず、県民生活と地域経済にも大きく影響を及ぼすものとして、「宿泊税」条例案提出の撤回を要請するものです。

第一に、村井嘉浩知事も認めているように「宿泊税」導入ありき、2月議会提案を前提に拙速にすすめたため、議論が尽くされておらず、事業者だけでなく県民への説明も丁寧におこなったとは言えません。多くの県民が「宿泊税」を知りません。また税の使途が具体的かつ明確ではありません。

第二に、県民ならびに事業者説明会、有識者検討会議を踏まえてのパブリックコメントでも圧倒的にほとんどが反対の意見表明でした。県民の意思を尊重し、民主主義を踏まえるならば「宿泊税」の提案はありません。

第三に、報道によれば条例案は3000円以上の宿泊に一律300円を課すとした、とされています。仮に税抜き宿泊料金が3000円の場合、「宿泊税」の負担は10%にもなり、加えて消費税も10%、温泉宿泊施設であれば入湯税150円も加算され、三重にもなる税金750円を宿泊者に求めなければなりません。4人家族で一泊3000円、二泊では6000円にもなってしまいます。まして昨今、インターネットや代理店がすべて込みで表示され100円単位で誘客競争に追い込まれている状況では、団体ツアーはもちろん個人の宿泊者も県外へ流れてしまっています。また宮城県に観光に訪れたとしても、僅か1時間で県外にいくことができるため「宿泊」は県外へとなってしまいます。その結果中小の宿泊事業者はこれら税を転嫁できないまま身銭をきって納税するか、事業継続困難に追い込まれるしかありません。県の目論見とは逆に

毎年税収が減ってしまうのは明らかです。

第四に、宮城県内には有数の温泉（地）があります。湯治での長期間の滞在、病気治療や病後の養生にまで負担を強いることになります。温泉宿泊施設への課税は、体も心も癒やされ楽しいひとときを過ごすことができて健康増進になる機会を奪うことになります。また児童・生徒・学生の修学旅行や部活の合宿や遠征など教育体験、そして震災や昨年の台風被害でも全国各地からボランティアに訪れてくれましたが、こうした方にまで余計な負担を強いることになります。こんな愚策を宮城県はおこなうべきではありません。

第五に、観光産業は、景気や災害に左右されやすく税収は不安定になると言わされてきました。コロナウイルスでは、春節に重なり40万人ものキャンセルが発生したと言われています。過度にインバウンドに期待することは危険です。

第六に、これまで「宿泊税」を導入した自治体の導入理由と宮城県の立ち位置は全く違うという点です。東京、大阪、京都、金沢など、導入したどの自治体も外部不経済が大前提でした。村井嘉浩知事は、国からの復興交付金などが20年度になくなるため新たな財源が必要だと説明していたものの、「震災前にはなかった交付金であり、本来一般財源で賄うべき」との指摘に、説明会では「今後25年間に県人口が50万人減少する。社会保障費が毎年50億円ずつ増える。観光財源に充てる余裕はない」と。しかし、今後社会保障費が増え、人口が減るのは日本中どこでも同じなはずです。なぜ宮城だけが観光財源を捻出できないのか、理由は述べられていません。これらも明確に示すべきです。宮城県民、県外、日本人と外国人、さらに高額施設などの区別なく宿泊者に課税し、観光の施策に使うという不公平も見過ごすことができません。

第七に、これまでの観光施策の検証も不十分です。施策はおこなってきたといいますが、成果や効果を感じることはできません。宮城県は17年女優の壇蜜さんが出演し途中中止された「観光広報動画」に制作費2300万円、マスコミ・ネット展開費として5200万円、合わせて7500万円もの税金を無駄にしてしまっています。大手広告代理店やコンサルタント会社だけが利益をあげる一方で、この間中小の宿泊施設が何件廃業に追い込まれたでしょうか。今後もこのように使い方、使い道が懸念さ

れます。

第八に、宿泊産業は、裾野が広い経済活動をおこなっています。従業員とその家族も少なくありません。仮に「宿泊税」で負担増、宿泊者離れがおきれば、単に宿泊事業者の売上が減少するだけでなく、取引事業者をはじめ観光地、温泉街など地域経済に大きな影響を及ぼすことは明らかです。まさに観光への「害悪」としか言いようがありません。宮城県はバラ色の観光施策を図るとしていますが、具体策も根拠も示されないままでは納得できません。

第九に、仙台市が今後仮に「宿泊税」を導入することになれば、仙台市内の宿泊事業者は、二重課税になってしまいます。村井嘉浩知事は「仙台市だけが高くなることのないよう、県が決めたなかでどう分け合うか考えたい」と、郡和子仙台市長との会談で述べていますが、仙台市の施策にまで踏み込む越権行為です。仙台市議会が2019年12月議会で「宿泊税」導入を促した背景は、宮城県の約6割の宿泊施設が仙台市内にあるからです。県が「宿泊税」を白紙に戻せば、自ずと仙台市の導入も見送られるはずです。また仙台ではビジネスやコンベンションでの学術・学会での利用、スポーツや音楽会での宿泊者も多く、こうした方々の宿泊目的は観光ではないためにこれらの利用者の理解は到底得られません。

以上のようなことから、強引になにが何でも「宿泊税」ありきで押しすすめるべきではありません。2月定例議会に「宿泊税」導入の提案をすることは見送るべきです。
貴職の賢明な判断を望みます。

以上